

法人会ニエス 2013 5

江東 ひがし

- ◎亀戸梅屋敷
新たな観光拠点…………… 2
- ◎消費税法改正…………… 3



3月17日亀戸梅屋敷を基点に定期運航された水陸両用バス「スカイダック」(写真=日の丸自動車興業(株)提供)

新たな観光拠点で地域の活性化を！

亀戸梅屋敷見学研修会

青年部会

青年部会は平成25年4月4日(木)に、3月17日にオープンした「亀戸梅屋敷」を33名の参加者を得て見学研修会を行った。



挨拶する
佐野部会長

研修会冒頭に佐野青年部長が、大勢の参加に謝意を表すとともに、自ら亀戸梅屋敷建設に携わったことから、建設までの経緯と苦労話などを話された。

また、亀戸梅屋敷の諸橋館長が同席され、亀戸梅屋敷の説明の後「オープンして間もないため、地域の皆さんのお



梅屋敷を説明する
諸橋館長

また、亀戸梅屋敷の諸橋館長が同席され、亀戸梅屋敷の説明の後「オープンして間もないため、地域の皆さんのお



水陸両用バス「スカイダック」

知恵を拝借してよりよいものにしていきたい。」と挨拶された。

研修会は当初、スカイダック水陸両用バス体験乗車と亀戸梅屋敷における亀戸の歴史

探訪研修会の予定であったが、諸事情により水陸両用バスが思わぬ運休となつてしまったため、亀戸梅屋敷での見学研修を行い交流をはかった。

この水陸両用バスは定期運行としては都内で初めてののもので亀戸梅屋敷発着のコースと、東京スカイツリー前発着



亀戸梅屋敷

のコースの2つがあり、いずれも江東区大島の旧中川沿いに完成した「川の駅」から水上に出て遊覧し下町の風景などを楽しむことができる。

一方、亀戸梅屋敷は、亀戸駅から徒歩5分の明治通りと蔵前通りの交差点角地、旧三和銀行の跡地に建てられた。

亀戸梅屋敷は、もともとは、商人、伊勢屋彦右衛門所有の別荘「清香庵」のことで、亀戸三丁目近辺にあった。

庭内に梅が多く植えられていたことから「梅屋敷」と呼

ばれ、かつて存在した「臥龍梅」と名付けられた一株は有名であった。

八代将軍徳川吉宗も鷹狩の帰りにこの地を訪れたといわれている。花の季節にはたくさんの人々にぎわった。

浮世絵師・歌川広重の傑作「名所江戸百景」にも描かれている。

新しく建てられた亀戸梅屋敷の敷地には、交流館の梅結館と本館の福亀館の二つの建物があり、どちらともに木材調の部材を使って気品あふれる純和風の建物となっている。

梅結館は、その昔、亀戸梅屋敷には景観を求めて多くの人々が集まり、華やかな交流を繰り広げたことから、人と

人、人と街を結ぶ市民ふれあい拠点とすることをテーマに建てられた。

福亀館は、亀戸の地に根付く長寿の縁起物「亀」にあやかり、地域の商店街の店主たちが選りすぐった「うまいもの」「いいもの」を通じて、亀戸を訪れた人々に「福」をふるまう観光もてなし拠点として建てられた。

また、福亀館は亀戸を中心に、江東区内の観光スポットを情報発信するための観光情報ゾーンと亀戸を中心に、江東区内の名物、名品を販売する機能をもちあわせており亀戸梅屋敷を通じて今後の江東区内のさらなる活性化に期待したい。



観光もてなし拠点の福亀館



梅結館に展示された郷土品

消費税法改正のお知らせ

平成 25 年 3 月
国 税 庁

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

- 1 消費税収入の使途が明確化されました。
- 2 消費税率を引き上げることとされました。
- 3 特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度が創設されました。
- 4 任意の中間申告制度が創設されました。
- 5 税率引上げに伴う経過措置が設けられました。

1 消費税収入の使途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障4経費）に充てるものとされました。

（注） 地方消費税収入（引上げ分）及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

適用開始日 区 分	現 行	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 10 月 1 日
消 費 税 率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※ 引上げ後の税率は、経過措置（「5 税率引上げに伴う経過措置」参照）が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。政府としては、消費税率の引上げに当たって事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう、平成元年の消費税導入時、平成9年の税率引上げ時を上回る対策を講ずることとしています。

※ 詳しい資料は下記 URL（消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部）からご覧になれます。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhizei/index.html>

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

年貢から税金への移り変り

税務研究部会 2月研修会



講演する上田上席

平成25年2月6日(水)法人会館にて、講師に江東東税務署徴収部門上席徴収官 上田和巳氏を迎え、「年貢から税金へ」をテーマに江戸時代の暮らしや、現代と過去との違いについて講演された。

江戸時代の通貨は三種類あった。江戸で使われた金貨と大阪の銀貨、それに庶民が使った銭貨である。

俗に「関東の金遣い」「上方の銀遣い」といわれていた。銀貨は重さを量るものが主流であったが金貨、銭貨は枚数で使われた。四文銭が作られ多く使われるようになると、物の値段も四の倍数が使われるようになった。

江戸時代は土農工商の身分に分かれていたが、商工を合わせて町人と呼ぶ。ただ、狭義の意味の町人は、裏長屋などに住んでいる下層の人々は含まない。屋敷を持つている家持と呼ばれる階層だけを厳

密には町人という。

町方を支配する幕府機関は町奉行だったが、その下に町年寄という役職があり、その元には町名主と呼ばれる町役人が補佐をして、家持との間で町政を統括した。彼等の給与は家持から徴収される町入用から支払われ、現代の公務員のようなものである。

江戸の町は様々な行商人が行き交う便利な町で、屋台見世の代表が「二八そば」である。二八とは小麦粉とそばの割合とも、一杯の値段十六文なので、九九の二×八＝十六からとつたともいわれている。江戸時代は年貢がほとんどであったが、明治時代になると地券を交付して一律地価に課税する地租改正が行われ、

土地の所有権が認められた。それにより土地の売買も可能となった。地券は土地の権利書だけでなく課税と納税の証書でもあった。明治22年に土地台帳規則ができ地券は廃止となり、その後、都市部と農村での違いや戦争等により不公平が広がったため明治43年、宅地地価修正法が施行され宅地化する都市部の租税収入が増加した。より都市化が進むと地価による課税では公平を保てなくなり昭和6年、賃賃価格の採用と10年ごとの土地

の賃貸価格見直しで地価決定し税率を4・5%から3・8%に減税した。これが昭和の地租改正といわれた。その後は昭和恐慌の影響で地方荒廃が広がった為、地租委譲論が起り、昭和15年道府県への還付税、昭和22年地方財源に、昭和25年に市町村税(固定資産の一部に組込)になり現在の形となっていた。時代の流れとともに変わっていった制度がよく分かり、江戸時代の暮らしぶりの解説など楽しい研修となった。

まちの美化に是非、ご協力を

第31回「まちをきれいに」の実施ご案内

実施日時 5月18日(土)

午前9時30分～同11時30分

※雨天の場合は翌19日(日)に順延

時間は同じ

清掃場所

江東区総合区民センター交差点付近の明治通り、新大橋通り

集合場所

江東区総合区民センター駐車場

服装

汚れても差し支えない服装でご参加下さい。(ジャンパー、手袋等貸与)

お問合せ

江東東法人会事務局まで
電話 368412303



▼正に、一年の中で一番清々しい季節となりました。
▼お出掛けに最適。そこで、地域スポットの紹介です。

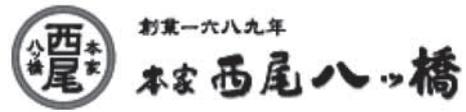
▼勝負の神様創建千三百五十年香取神社や江戸三十六景の亀戸天神太鼓橋などに加え、三月十七日、梅屋敷がオープンしました。

▼更に、三月十六日 江東区に都内初「水陸両用バス」・「カヌー」・「カヤック」・「足湯」等を整備した旧中川・川の駅もオープンしました。

▼船番所資料館で歴史を学べ、河川敷でのジョギングや散策の後、無料の足湯につかりながら、旧中川の景色と共に、憩いの場として、利用する事が出来ます。

▼早速、私も水陸両用バスに乗車し、陸からは街並み散策、川に入水する瞬間は、多くの水しぶきを上げ、まさに感覚は遊園地のアトラクションの勢いでした。皆様もいかがでしょうか？
(萩)

本家八ツ橋西尾(株) 八ツ橋「発祥の家」
創業 元禄2年(1689)



修験宗の総本山・聖護院の地に住んでいた西尾家の先祖が、寺への参拝客を対象に茶店を開いたのが始まりとされている。
八ツ橋の名を全国に広め、西尾家中興の祖とされているのが12代目の為治氏である。

12代目は神社の鳥居を建てたり、困っている人たちに率先して手を差し伸べるなど、日頃から陰徳を積むことに努力した。**そして、この「陰徳を積む」ことは同家の基本姿勢として家訓に明確に示されている。**

西尾家の家訓は「金を積んでもって子孫に遺す、子孫未だ必ずしも守らず。書を積んでもって子孫に遺す。子孫未だ必ずしも読まず。陰徳を積むにしかず。冥々の中にもって目には見えないが子孫長久の計となる。これ聖賢の格言にして、後人の亀鑑なり」という。

江戸前期の儒学者、伊藤仁斎真筆の軸物に表わされている言葉である。
さらに12代目は、「お金を使うことだけが徳を積むことではありません。たとえば、バスに乗って座っていてお年寄りが来られたら席を譲る、そのことも徳を積む一つです。徳を積もうと思ったら、日々いくらでもころがっています。また事業も牛の涎のように細く長く歩いていくことです。事業がうまくいったからといって有頂天になったり、悪いときに落胆するのではなく、365日、同じ調子で堅実に商いができたら、一番幸せですね。そのために常に陰徳を積む努力をしていきたいものですね」と付け加えた。



e-Tax (WEB版) で簡単申告!

源泉所得税納付手続編

源泉部会 3 月研修会

平成25年3月19日(火)法人会館にて「e-Taxでお手軽申告」源泉所得税納付手続編」と題し開催した。

江東東税務署より山本副署長にご挨拶いただき、法人課税第一部門今西統括官含め4名の講師を迎え、今回はノートパソコンを各人1台ずつ用意して**実際に操作を体験**しながら行われた。



山本副署長
「e-Taxソフト (WEB版)」

では、e-Taxソフトをインストールすることなく、Webブラウザ上で利用することが可能になった。初めて利用する場合の開始届出書のオンライン提出から帳票の作成送信までを一連の操作で行うことができる。

WEB版は国税庁のホームページより「**国税電子申告・納税システム (e-Tax)**」



パソコンを使用しての研修

↓オレンジ色の四角の枠に囲まれた「e-Taxソフト (WEB版)へ」をクリックするとすぐにアクセスできる。メインメニュー画面を表示し、「初めてe-Taxを利用されるかたへ」の「開始届出書の作成・提出」をクリックし氏名等必要事項を入力し送信すると利用者識別番号、暗証番号が即時発行される。そのまま暗証番号を入力してログイン。メインメニューに表示された「利用者情報の登録・確認・変更」をクリックし利用者情報を登録して完了。あつというまに登録ができた。

次は源泉所得税の納付手続き。メインメニューの「申告・申請」↓新規作成欄の「操作に進む」↓「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般)」↓後は画面上で必要事項をチェック、入力しながら「次へ」を続ける。最後に「送信↓はい」で完了(電子署名が不要)。送信後、即時通知が表示され「受信通知の確認」で送信結果を確認できる。そのまま納付手続へ進み、ダイレクト納付やインターネットバンキング、ATMでの納付手続きが可能だ。

ダイレクト納付は納付日を指定して納付したり、税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことができるので便利である。

WEB版は分かりやすい画面になっており、今回の講義でも簡単に行うことができた。今後は社会的にもインターネット上で手続きがより多くなっていくので、実際の操作を体験でき、とても有意義な研修となった。

平成25年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成25年度税務職員採用試験」を行います。興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

記

◇ 受験資格

- ① 平成25年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成26年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- ② 人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

◇ 申込書交付期間 平成25年5月13日(月)～7月3日(水) (土・日曜日は除く。)

◇ 申込書受付期間

- ① インターネット 平成25年6月24日(月)～7月3日(水)
 - ② 郵送又は持参 平成25年6月24日(月)～6月28日(金)
- ※ できるだけ、インターネットで申込みをしてください。

◇ 試験日

- ① 第1次試験 平成25年9月8日(日)
- ② 第2次試験 平成25年10月17日(木)～10月25日(金)のうち、指定する日

※詳細については、お気軽に江東東税務署・総務課 (Tel.03-3685-6311 内線2011) までお尋ねください。

連載

わがまち 東 城 その 7

カゼ退散・石井神社

亀戸四丁目

亀戸3丁目の名所旧跡の散歩をおえ一息いれて、亀戸4丁目の町にきました。

この町も石井神社・水神社・東覚寺の金石文・常光寺の六阿弥陀など旧跡が多い。

●石井神社

順次紹介していきましよう。亀戸4丁目37番地の北十間川の土手下に近いところに小さな神祠がある。それが石井神社一名おしやもじ稲荷と呼ばれ、このあたりでよく知られた流行神である。神前には奉納の飯杓子が沢山そなえられてある。

この社の祭神は、級長彦命、津長井命、岡象女命の三柱であつて、じつは稲荷ではないが一般から稲荷と思われている。この石井神社は神祠ではあるが時代の変遷で、社号も

祭神も変化しているものであつて関東に多くある石神社の一つ。

わが国の民間信仰のなかに石神と称する神があつて、広義でいうと種類はとわず石を神体とする信仰であり、狭義では石器時代の石棒が地中から発見されたものを神体とする神祠であつて昔は多かつた。

石神の文字は「しやくじん」と読み、しやくじんしやくし↓おしやもじと転義したので飯杓子を奉納して供養することになつた。また石神をせきのかみと読み、咳の病をおす神として信仰し参詣者が多い。咳で病む人は神社からおしやもじを一本借りて、これを自宅で神体として祭り病氣平癒を祈願し、めでたく病



現在の石井神社

がなればお札に、新しい飯杓子と、もとのおしやもじとあわせて二本にして神社にかえすのが慣例になつてい

カゼ退治の神さまとしての石井神社のほか、下町にはもう一社有名な神さまがいる。それは隣の墨田区の弘福寺(向島5丁目3)で、その

百年続く企業をめざそう

経営研修会



講師 藤間秋男氏

境内に禅僧風外和尚(寛永年間の人)が刻んだといわれる爺婆尊の石像があります。

この象に咳や口中の病い全快を祈願し、叶うと煎豆に番茶を添えて供養するそうです。信仰の起源は風外和尚の名からであるとともに、和尚の父親がゼンソクで病み、母親

続ける仕組み作りの次の10か条が必要である。

第1条 明るく前向きに、負けない気持ちを持つこと。

(業績が悪いのはリーダーの責任) 第2条 打つ手は無限(諦めたら打つ手は出てこない・しぶとい経営)。第3条

働きがいのある会社づくり。第4条 社員と共有する経営理念の作成・改善。第5条 百年企業になるための、成長し続ける仕組みづくり。

第6条 顧客を分析し、未来客を獲得する。第7条 目標達成を具体化するための経営会議を行う。第8条 人事

2月1日(金)に法人会館において経営研修会を会員・非会員あわせて28名が参加して、TOMAコンサルタントグループ代表取締役・理事長の藤間秋男氏を講師に迎え「打つ手はまだある!経営10か条セミナー」と題して開催した。

まず「企業は30年でつぶれる」と新聞社のデータを紹介します、そうであれば四代続く百年企業になるための、成長し

が煎豆に番茶で看病していたからとも言われている。杓子に煎豆と番茶でカゼ退散、下町らしい庶民の信仰が今でも残っています。カゼの特効薬ならぬ、カゼ退散の神さま二体をご紹介します。 (昭和60年当時の原文で掲載)



経営10カ条に聞き入る受講者

制度を整備し、評価をもとに社員の成長を促す。第9条 財務・税務に強くなり、お金の動きを把握する。第10条 会社の将来を決める行動計画のある経営計画の作成。藤間講師は、特にこの10か条の中で、将来を見据えた経営理念の構築が重要と力説されて講演を結んだ。

e-ページ

ダイレクト納付のおススメ

事前に税務署に届出をすれば、e-Taxで電子申告送信をした後に、届出済みの預貯金口座からワンクリックで即時もしくは期日を指定して振替納税ができる新しい納付手段である。

ダイレクト納付のメリット

- ① 税務署や金融機関に出向くことなく、納付ができる。
- ② インターネットバンキングの契約が不要。
- ③ 納税にあたり手数料が掛からない。
- ④ 電子証明書が不要なので源泉所得税納付に便利。

利用可能な税目として法人税や消費税・源泉所得税等の納税が可能であるが、e-Taxで納付情報を登録すれば全税目の納税が可能になる。実施にあたり、申告データのe-Tax送信が前提だが、税理士に代理送信してもらっている場合、代理操作でダイレクト納付を利用することも可能である。

都税だより

江東都税事務所からお知らせ
4月から固定資産税にかか
る土地・家屋の価格などがご
覧になります(23区内)

対象

平成25年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者

内容

所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋など(縦覧帳簿)

期間

4月1日(月)から7月1日(月)まで

(土・日・休日を除く)

時間

午前9時から午後5時まで

場所

土地・家屋が所在する区にある都税事務所

納税通知書は6月3日(月)に発送予定です。

問：土地・家屋が所在する区にある都税事務所

江東都税事務所
03(3637)7121

行事予定

5月

9日(木)	新設法人説明会	午後 2 時	江東東税務署 会 議 室
13日(月)	無料記帳相談・税務相談	午前 10 時	法人会館
17日(金)	源泉部会第39回通常総会	午後 3 時	法人会館
18日(土)	第31回社会貢献活動「まちをきれいに」	午前 9 時30分	大島地区
23日(木)	北砂全支部 合同研修会	午後 6 時	砂町文化センター
24日(金)	第1回 理事会 e-Tax推進協議会	午後 3 時 午後 4 時30分	法人会館 法人会館
28日(火)	亀戸第9支部研修会	午前10時30分	亀戸東地区集会所

6月

4日(火)	南砂第2、第3支部合同研修会	午前10時30分	南砂西四集会所
6日(木)	源泉部会研修会 テーマ及び講師未定	午後 3 時	法人会館
11日(火)	東砂第3支部研修会	午後 6 時	東砂南地区集会所
13日(木)	第2回通常総会	午後 4 時	アンフェリション
14日(金)	無料記帳相談・税務相談 決算法人説明会	午前 10 時 午後 2 時	法人会館 江東東税務署 会 議 室
19日(火)	税務研究部会研修会 テーマ及び講師未定	午後 3 時	法人会館

7月

4日(木)	決算法人説明会	午後 2 時	江東東税務署 会 議 室
12日(金)	無料記帳相談・税務相談	午前 10 時	法人会館
26日(金)	第2回 理事会 理事・部会合同役員会	午後 4 時 午後 5 時	亀戸天神社 亀戸天神社

◎内容・講師が未定となっている各部会の研修会等は、決まり次第ホームページに掲載しますので、ホームページをご覧ください。

◎各種研修会・説明会には会員以外の方の参加も可能です。お問い合わせは次まで。 ☎03-3684-2303

管内法人数 4,756社 法人会員数 2,011社 加入率 42.28% (平成25年3月31日現在)

バックナンバーはホームページをご覧ください。 <http://www.koto-higashi-h.or.jp/>